

番号	今回の説明会に関する質問	回答
1	データベース化のお話がありました。 その中で3点目従業員の平均賃金等の情報追加の部分について、 そのシステムに入力することで平均賃金、処遇改善加算の様々な状況、 ベースアップ率、払い出し状況などが入力すればわかるようになるものを国 の方でシステム化するというものを作成中なのか？	経営情報のデータベースについては、障害福祉サービス等について、国民 による現状・実態の理解を促進するとともに、必要なサービスの利用機会が 確保されるよう、事業者の経営状況の実態を踏まえた政策の検討や、物価 上昇・災害・新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた支援策の検討等 を行う上で、3年に1度の経営実態調査を補完し、経営情報を収集・把握する ために令和6年度に整備いたしました。
2	今年度のトレンドを教えてください	令和7年度においては、障害福祉サービス等について、国民による現状・実 態の理解を促進するとともに、必要なサービスの利用機会が確保されるよ う、事業者の経営状況の実態を踏まえた政策の検討や、物価上昇・災害・新 興感染症等に当たり経営影響を踏まえた支援策の検討等を行う上で、3年に 1度の経営実態調査を補完し、経営情報を収集・把握するため、令和7年度 内に事業所から各都道府県等へ当該情報を報告いただくこととなっております。
3	いつも現場の声に耳を傾けていただき、誠にありがとうございます。 経営情報の「見える化」に関する取り組みについて、説明会動画および資料 を拝見しました。 そのうえで、現場の経営者として、以下の点について強く懸念しております。 現在議論されている「経営状況のオープン化」は、実際には小規模事業者や 立ち上げ間もない事業所にとって非常に厳しいものであり、率直に申し上げ て、現場の経営者としては到底受け入れられるものではありません。 この制度が義務化されれば、すでに軌道に乗っている老舗法人や、大規模 な法人、潤沢な人材資源を持つ法人に有利となり、そうでない事業者は太刀 打ちできなくなるのは明白です。 また、福祉の現場では「数字には表れない支援の質」や「新しい取り組み」が 日々積み重ねられています。しかし、これらが評価に反映される保証はなく、 むしろ見えやすい「数字」だけが取り沙汰され、結果的に「儲かっているところ がさらに儲かる」構造に拍車をかけるのではないかと危惧しています。 こうした声に対して、今回の動画や資料では明確な回答や配慮が示されてい ないように感じました。 もし、こうした懸念に対して丁寧な説明や今後の対応方針があるのであれ ば、ご教示いただけますと幸いです。 全国には、まじめに誠実に福祉を届けようとする中小規模の事業者が数多く 存在します。 そのような現場が制度の仕組みによって切り捨てられるようなことがないよ う、制度設計の段階から現場の実情や声を丁寧に拾い上げていただきます よう、心よりお願い申し上げます。 以上、失礼ながら率直な思いをお伝えさせていただきました。 ご多忙の折恐れ入りますが、どうぞよろしくお願いいたします。	経営情報の見える化については、障害福祉サービス等について、国民による 現状・実態の理解を促進するとともに、必要なサービスの利用機会が確保 されるよう、事業者の経営状況の実態を踏まえた政策の検討や、物価上昇・ 災害・新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた支援策の検討等を行う上 で、3年に1度の経営実態調査を補完し、経営情報を収集・把握することが重 要と考えております。また、報告に係る負担軽減については検討してまいり ます。
4	東京都文京区の「重度障害者等就労支援」は、 https://www.city.bunkyo.lg.jp/b018/p003675.html 【収益及び費用の内容】の【15 就労支援事業・授産事業収益】に該当します か？ お忙しいところ恐縮ですが、ご回答よろしくお願い致します。	「重度障害者等就労支援」は東京都文京区独自の取組と承知しております ので、東京都文京区へお問い合わせください。
5	事業所として人員の変更の度に大量の用紙を出さなければならないうえにさ らに情報公表システムに入力するという作業が無駄なのですが、情報公表シ ステムに入力するばらばら重複する提出用紙を減らすことはないのでしょうか か？今後情報公表システムをメインとするならば、紙での提出をなくし現場の 負担を減らす考えはないのでしょうか？	他の申請等との重複など、報告に係る負担軽減については検討してまいり ます。
6	新たな取り組みを導入するのはよいのですが、業務が増える一方で減ること がないのはなぜでしょうか？言うのは簡単ですが、現場の仕事が増えてしか おらず、減らす取組はないのでしょうか？ 財務状況の報告も本部で申請し取り寄せをし、時間も手間もかかります。	質問5番の回答と同様。
7	人員変更などがあった際に大量の書類を準備し届け出をしなければなりませ ん。さらに情報公表システムも更新となると同じ届出を二度もしなければなら ないことになってますが、なぜ現場の負担を増やす事ししないのでしょうか？ ・書類を提出し、自治体で登録した情報がWAM NETに自動反映 ・WAM NETに登録をメインとし、大量の書類提出を廃止 のどちらかになりませんか？	質問5番の回答と同様。
8	決算から3ヶ月以内に提出となると自治体からのリマインドはできるものでし ょうか？毎月なんらかしらの報告がたくさんあって各事業所での管理でお任せ 状態だと投げて終わりというのはあまりに無責任に思います。報告漏れる可 能性大です。	現時点でシステム上、自治体から事業所へリマインドを送付する機能は備 わっておりませんので、忘れずに報告をお願いいたします。
9	情報公表制度に係る従前の報告期限は7月末でした。今回のシステムにお いて事業年度終了後3ヶ月以内ということは、3月末決算の法人にとっては6 月末となります。決算理事会、決算認定評議員会を行った後(理事会と評議 員会の間には一定の期間を設けることが義務づけられています。)に必要な 現況報告書等の作成・提出期限が6月末となっており、小規模な法人におい ては、現況報告書の提出後、もう少し猶予がほしいです。従前と同じように7 月末を期限としていただくことはできないのでしょうか？	事業者により、事業年度の終了時点が異なることから省令上、会計(事業) 年度終了後3ヶ月以内という報告期限を設けさせていただいております。

10	質問1 「職種別の職員数・職員給与の状況」の項目について、GHにおいて管理者は事業所内の他職種と同時並行的な兼務(実人数は1名でも、例えば管理者と世話人の兼務であれば、管理者1.0、世話人1.0と算定できる)が可能となっているため、当事業所においては、Aさんという管理者(1.0)が、サビ管(0.1)と世話人(0.9)を兼務していますこの場合における人数欄は、管理者(常勤1.0人)、サビ管(常勤0.1人)、世話人(常勤0.9人)という入力で合っているでしょうか。 質問2 この場合の給料欄はどのように入力したら良いでしょうか。 ちなみにAさんは法人の代表理事であることから「給与」ではなく「役員報酬」として支給しています。 例えば、このAさんの役員報酬の年額が100万円とした場合、管理者、サビ管、世話人の給与欄の入力例を教えてください。 質問3 Aさんの額は「事業所又は施設の収益及び費用の内容」の項目の人件費の所とも関係してくると思いますがAさんの分は、「うち給与」に算定するのか「うち役員報酬」に算定するのかどちらでしょうか 質問4 「事業所又は施設の収益及び費用の内容」の項目の「1. 障害福祉サービス等事業収益」について、GHの場合、「うち、自立支援給付費等収益」には、国保連売上高(訓練等給付費、特定障害者特別給付費)、「うち、利用者負担金等収益」には、利用者売上高(障害福祉サービス自己負担金、利用者から徴収した家賃や光熱水費など)という算定方法で良いでしょうか	質問1 同一のサービス内において、職種間で兼務する者については、職種間の換算・按分は行わず、その職員の主たる職種に入力してください。 なお、主たる職種は、当該職員本来の職種、組織内で位置付けられている職種等をふまえて事業所の判断で決めていただいて構いませんが、主たる職種を決め難い場合は、職種の選択肢の中で最上位に位置する職種に入力してください。 質問2 こちらは「給与」として支払われている金額を入力する欄になりますので、「役員報酬」のみが支払われている場合は、報告の対象外となります。 質問3 「給与」として支払われている金額、「役員報酬」として支払われている金額をそれぞれ入力してください。 質問4 ご認識のとおりになります。
11	1. 医療保険・介護保険・障害福祉を行っている法人単位で報告する場合に、既に始まった介護保険の経営情報公表に入力したデータを、法人単位として流用できる部分がありますか？ 2. EXCELテンプレートを利用すれば、どういうデータを入力すればすぐにわかりますか(データの解説がテンプレートに書かれているか)、それともマニュアルをよく読んでデータを決算書等から計算・作成して出して、それを対応するテンプレートに入力せねばならないでしょうか？	1. それぞれの記入要領等を参照にしながら入力してください。 2. Excelテンプレート自体には解説は記載されていないため、マニュアル等を並行して確認しながら入力してください。
12	経営情報の入力が必要(情報公表未報告減算の対象となる)のは令和8年度からという認識でよろしいか。	ご認識のとおりになります。
13	システムの経営情報にに入力する項目が多く且、複雑で細かいです。もう少し簡素化を図れないでしょうか？	質問5番の回答と同様。
14	①今回の説明会は、「WAM NETの「経営情報欄」を新たに追記するのが義務化された」ということでよいか。 ②「経営情報欄」への記載可能になったら、メールでしらせてもらえるのか ③「経営情報欄」の記載がないと減算はあるか ④社会福祉法人も「経営情報欄」への記載は義務なのか ⑤毎年いつまでに「経営情報欄」を更新する必要があるか	①ご認識のとおりになります。 ②「経営情報欄」への入力が可能となった旨のメールについては、福祉医療機構(WAM)より、9月2日(火)に初送、9月4日(木)に訂正のご連絡をさせていただいておりますのでご確認ください。 ③令和8年3月末までに令和6年度決算情報の報告がなされない場合、「情報公表未報告減算」の対象となります。 ④法人を問わず義務となっております。 ⑤毎会計年度終了後3ヶ月以内が報告期限となっております。
15	小規模事業所において、経営情報、特に給与情報等を公開することは、個人の収入状況を把握されるおそれを感じています。 「あの事業所より高い給与を出せば、職員を引き抜ける」など、悪意の利用の懸念があります。 また、1人社長の事業所では「あの社長はあれだけしか収入がないから経営が危ないのではないか」とか、自社のスタッフから「うちの社長はスタッフよりも多めに報酬を取っている」などと不満を持たれてしまうことが懸念されます。 報酬をいただいている国へ情報提供すること自体は構いませんが、各事業所ごと個別の情報をインターネット上で公開するのであれば反対です。そのあたりの配慮はどのようにお考えでしょうか？	経営情報の公表にあたっては、個別の事業所ごとに公表するのではなく、情報公表システム上の経営情報データベースを活用し、グルーピングした分析結果を公表するため、個人や事業所が特定される形で公表されることはありません。
16	職種別の給与の見える化について、例えば、管理者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者など、事業所に1名だけの場合、本人が特定できますので個人の給与が公開されてしまうことについて、当法人としては個人情報公開ではないかと思っております。公開された者に対しても非常に申し訳ないですし、他人に知られたくないのではないかと思います。個人の特定ができないような公開方法はありますか。	質問15番の回答と同様。
17	経営情報(給与状況等)をどうの方が望んでいるのか、現行までの情報公表制度の効果がどのようにどのような方に反映、活用されているのか教えてください。 また、ひとり配置の職種等の給与情報を入力するとその職員の給与情報が開示される結果となるのでプライバシー的な問題が発生する。 福祉現場では様々な調査や提出物が各行政から求められている。その情報を行政機関が共有することで福祉現場の調査票作成における時間の削減等が図れるのではないか。福祉人材の不足状況や職場環境整備、利用者視点等の対策や改善とするためのものかもしれないが、結果として福祉職員を苦しめ、それが利用者処遇に悪影響を出している。	経営情報については、障害福祉サービス等について、国民による現状・実態の理解を促進するとともに、必要なサービスの利用機会が確保されるよう、事業者の経営状況の実態を踏まえた政策の検討や、物価上昇・災害・新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた支援策の検討等を行う上で、3年に1度の経営実態調査を補完し、経営情報を収集・把握するためにご報告いただくものとなっております、現行までの情報公表制度については、サービスを利用する障害児者等が、個々のニーズに応じて良質なサービスを選択することができるように、事業者が提供する障害福祉サービスの内容等を積極的に公表することにより、質の高いサービスの提供が促されるためにご報告いただくものとなっております。 また、経営情報の公表にあたっては、個別の事業所ごとに公表するのではなく、情報公表システム上の経営情報データベースを活用し、グルーピングした分析結果を公表するため、個人や事業所が特定される形で公表されることはありません。 他の申請等との重複など、報告に係るの負担軽減に係る取組については、検討してまいります。

18	現在、放課後等デイサービスは、2024年度の報酬改定に加え、コロナ禍における融資の返済も本格化し、どの事業所も極めて厳しい経営状況の中で運営を続けているのが現状です。 実際に、社保負担を要因とした「社保倒産」や経営破綻が発生し、国会で取り上げられるほど放デイ業界全体の経営リスクは高まっています。 このような状況の中、事業所の経営状況に関する情報を「国の要請により」公表する動きも見られますが、その情報が国や自治体以外の第三者（一般市民、ネット上など）にまで確認可能となることで、かえって利用者や職員に不安を与え、退職・利用控えにつながる可能性も十分に考えられます。 本来であれば、こうした情報は、最低限、国または自治体レベルに限定して取り扱われるべきであり、民間事業者の経営に深刻な影響を及ぼす可能性がある情報の公開には、十分な補助金や保証制度など、適切な保護措置が前提とされるべきです。 経営情報の開示が国の要請である以上、それによって生じる経営的損失や信頼の失墜について、国がどのような責任を持つのかは極めて重要な議論です。補助や保障の体制が整っていない段階での情報公開は、事業所にとって「命綱を断たれる」のと同じであり、大きなリスクを伴います。 支援の質の向上と経営の透明性を求めるのであれば、まずは現場の経営が安定し、継続できるための環境整備を優先すべきではないでしょうか。	ご要望として承ります。
19	「経営情報の見える化」という取り組みはとても良いことだと感じていますが、上場企業並みに事細かく経営情報を公表することはあまり得策とは思っていません。誰でも見れる情報には制限を掛けるべきではないかと感じるため、そのあたりはどのように考えられているかお聞かせいただけると幸いです。	質問15番の回答と同様。
20	経営情報のタブがクリックできませんので、進みません。いつからどのように行うのかがわかりませんので、教えていただけたらと思います。	経営情報については、令和7年8月29日（金）よりシステム上の入力が可能となっております。
21	7月末までに情報公表制度の報告をするように県の担当者に言われたが、8月になってからこのような案内動画の視聴を命じられて困惑している。	報告先の自治体にご確認ください。
22	なぜ財務諸表をWAM NETにて報告したにもかかわらず、近しい内容の報告を再度情報公表制度にて行う必要があるのでしょうか？	「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」では、法人単位でご報告いただくこととなっておりますが、「経営情報の見える化」につきましては、原則、事業所単位での報告をお願いしております。
23	当NPO法人では、地域活動支援センターを運営しています。この地域活動支援センターも含めて報告するのでしょうか。●●工房は就労継続支援B型事業所で、主たる事業所として活動し、■■作業所が従たる作業所として活動しています。WAM NETでは独立して報告しています。運営報告も別々で報告するのでしょうか。	地域活動支援センターは報告の対象外となっております。
24	経営情報を公開すると、経営状態がわかってしまうため、赤字経営事業所には新規紹介が出ずらくなり、ますます格差が広がるのではないかと懸念されますが、その点はどうか考えかお示し下さい。	質問15番の回答と同様。
25	小規模事業所において人件費（職員や役員の給与など）が公開されることで、職場内の不満や混乱を招く可能性はないのか。非公開会社でそのような財務情報を公開することは、場合によっては個人のプライバシーに関わるのではないか。	質問15番の回答と同様。
26	①職員給与などの報告で、原則サービス単位という説明でしたが、管理者やサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者が1名しかおらず、個人の給与額が浮き彫りになることは避けたいと考えています。このような理由であれば、法人単位の報告でまとめてもよろしいでしょうか。 ②ヘルパーの方で毎回悩んでいます。居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の4事業を行っておりますが、人員数や給与等の入力は、「ホームヘルパー」と「訪問支援員」どちらに入力することが正しいでしょうか。	①報告の単位については、会計管理上、切り分けが困難な場合等の事情により、事業所においてご判断いただいて構いませんが、経営情報の公表にあたっては、個別の事業所ごとに公表するのではなく、情報公表システム上の経営情報データベースを活用し、グルーピングした分析結果を公表するため、個人や事業所が特定される形で公表されることはありません。 ②居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護事業所であれば、原則「ホームヘルパー」に入力してください。「訪問支援員」については、指定基準上配置が求められている居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援事業所が入力することを想定しております。
27	人件費がとても膨らむのですが、重心対象の事業所での平均人件費はいくらぐらいですか？	来年以降の対応や報告されたデータの集計、分析方法については、今後検討してまいります。
28	当法人は放課後等デイサービス、特定相談支援、障害児相談を行っております。 毎年の会計は①放課後等デイサービス②特定相談支援、障害児相談と2本に分かれています。その場合入力単位はどのようにすればいいでしょうか。又、WAM NETは3つの事業所に分けて報告しております。それぞれ同じことを入力するのでしょうか。	放課後等デイサービスは「サービス単位」でご報告ください。特定相談支援、障害児相談は「事業所単位」を選択した上で放課後等デイサービスの会計を除いてご報告ください。
29	”現在、経営情報の申請はできません。経営情報の入力は不要です。”というメッセージが出ていて入力できません。どうしたらよいですか？	質問20番の回答と同様。
30	作業にかかる時間の目安を教えてください。	事業者や法人の規模、会計管理等の状況により異なりますので、一概にお示しすることは困難です。

31	会計報告について、当法人の会計が8月のため、報告に際し期限に報告できない場合は、情報のアップロードについては後日、会計が完了してからおこなう必要があるのか	報告の期限は「毎会計年度終了後3ヶ月以内」としておりますので、8月が決算月の法人については、11月末までにご報告ください。
32	年に一度行っている障害福祉の情報公表システム にて これまでは経営情報等の入力「任意」だったため回答していませんでしたが、今回から「必須」になるという認識でいいのですか？また情報公表の入力時期はこちらの日程予定に記載されているように 令和8年の3月末(年度末?)でよいのですか？ちなみに令和7年度の情報公表システムは令和7年5月末ごろに提出済みです(経営情報は未記入)でした。	今般新たにご報告をお願いする経営情報につきましては、新たなタブから入力いただくものとなりますので、これまでご報告いただいていた経営情報(財務諸表等)とは異なる項目となっております。 令和7年度(令和6年度決算情報)の入力期限は、ご認識のとおり令和8年3月末までとなっておりますので、忘れずにご報告ください。
33	募集要項に記載している指導員の給与の公表については問題ないと思われませんが、一人ひとりの給与を公表することはスタッフ間の不平不満を募りかねません。このような事態が起きないための対策などは考えているのでしょうか	質問15番の回答と同様。
34	DB化することで処遇改善をすることが可能にとありますが、具体的にどのような動きがあって、職員の処遇改善につながるのでしょうか？	経営情報について、情報公表システム上の経営情報データベースを活用し、グルーピングした分析結果を公表することで、例えば賃金の上がり幅や他産業との比較等、職員の処遇に関する現状の把握に繋げることができると考えております。
35	社会福祉法人は現況報告書として決算状況を報告しているので それで公表できていると考えればよいのか なお社会福祉法人以外の事業所において財務状況の報告ができていない状況が多数であるのか	「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」では、法人単位でご報告いただくこととなっておりますが、「経営情報の見える化」につきましては、原則、事業所単位での報告をお願いしております。 また、法人別の数字は現時点で把握できておりませんが、情報公表システムを用いて財務諸表等の報告をいただけている事業所は全体の4割程度となっております。
36	WAM NETに経営情報を入力しない場合は減算対象になりますか。	経営情報に係る内容の報告については、令和7年度末までの報告で可としておりますので、当該内容の未報告の場合、令和7年度末までは当該減算は適用されません。
37	システム入力に関する具体的な内容についてご教示願います。 当事業所は障害者支援施設として、生活介護、施設入所支援、短期入所(日中一時支援含む)サービスを運営していますが、各サービス別に業務委託費や施設長等の人件費案分は行っておりません。拠点区分内では、3サービス区分を合わせた障害者支援施設としての決算数字を出しています。 このような場合、5-1職種別の職員数・職員給与の状況の「入力単位」、並びに、6-1事業所又は施設の収益及び費用の内容の「会計の区分状況」の選択は、前者は「事業所単位」、後者は「一体会計(事業所単位)」を選択することが正しいでしょうか。ご教示願います。 ちなみに、拠点区分になると、当事業所に加えて、隣接する相談支援事業と共同生活援助が加わってしまいます。	拠点区分において、障害者支援施設、相談支援、共同生活援助の会計区分を分離することが可能であれば、障害者支援施設を事業所単位として回答してください。分離することができなければ、拠点区分を事業所単位として回答してください。 なお、回答に当たっては、サービス別に換算・按分する必要はございませんので、回答する単位に所属する職員の人数と給与額を入力してください。
38	●●法人の収入事業として「放課後等デイサービス■●」を開所させて頂いております。●●法人としてはボランティア活動が多く、収入は殆どありません。この場合、「単独会計」としてご報告していいのか、または、「一体会計」とするべきなのかを教えてください。	放課後等デイサービス事業以外の収入が同サービスの会計に含まれている場合は「一体会計」として報告してください。
39	動画拝見いたしました。 「WAM NETへの掲載」については、今まで通リ情報の整理や利用者様への周知の観点からも賛成です。 一方で、「経営情報の見える化」については、反対の立場です。 上場企業と異なり、中小規模の事業者にとって経営情報は極めてセンシティブな内容であり、いわばトップシークレットにあたります。 特に競合他社が近隣に多数存在するエリアにおいては、収支や人件費(人件費は任意と言っておりましたが)といった経営上の詳細が公表されることで、事業の健全な運営に影響を及ぼす可能性も懸念されます。 そのため、これまで通り「任意での公表」を強く希望いたします。	質問15番の回答と同様。
40	なるべく簡素化できる内容で公表システム入力できればと思います。	ご要望として承ります。
41	毎年決算書は必ずアップロードしています。現状でも入力箇所がたくさんあり大変なんです。余計な仕事を増やさないで頂きたい。	ご要望として承ります。
42	入力の際にも動画視聴は可能でしょうか？	説明会動画については、現時点で削除する予定はありませんので、ご参照ください。
43	従業者に関する事項の職員の賃金のところですが、小さい法人は、事業所が1か所なので平均賃金は、ズバリその管理者個人の賃金を記載することになります。WAM NETの現況報告では、理事の報酬などは、1人の場合は記載しなくてもよいことになっていますが、そのあたりいかがでしょうか	従業者に関する事項に追加された「一人当たり賃金」の項目については、任意項目となっておりますので、個人の情報が特定される等の事業がある場合は、必ずしもご報告いただく必要はございません。
44	社会福祉法人においては、以前より財務諸表等入力シートにて計算書類の内容を詳細に入力することが必要であり、経理担当者の大きな負担となっております。 このたび、さらに障害福祉サービス等公表システムに経営情報の入力を行うことは、二重の手間がかかり、ただでさえ厳しい決算理事会・評議員会までのスケジュールの中では、かなりの負荷増大・時間外労働の増加が予想されます。財務諸表等入力シートから自動で障害福祉サービス等公表システムにデータを移行できるような仕組みをご検討いただければと思います。	質問5番の回答と同様。

45	WAM NETの経営情報は、財務諸表入力シート提出とは別に、情報を入力しなくてはならないのでしょうか。財務諸表入力シート提出をもって、WAM NETの経営情報を記入(提出)したことにできないのでしょうか。	障害福祉サービス等情報公表システムにおける、財務諸表の報告については、現状PDFファイルをアップロードする方法となっており、その内容を分析することが難しいため、システムに入力する形でご報告いただく形式としております。
46	「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」にて財務状況を公表しているが、「経営情報の見える化等」において「■事業所又は施設の収益及び費用の内容」として報告する必要があるか？ 報告する必要がある場合は、電子開示システムにおける「財務諸表等入力シート」をアップロードし、入力業務を省略することができるのか？	質問22番の回答と同様。
47	質問1 8月末に完成するシステムについて 令和7年度分の報告は令和8年3月末が期限だと思いますが、決算期が2月のために3月末が間に合わない可能性があります。弊社のような事業所は、別で期限などが設けられますか？ 質問2 WAM NETの経営情報登録について 今年度は令和7年4月時点での令和6年度の報告を7月末期限で動きましたが、今回説明であった経営情報の登録は、令和8年4月時点での令和7年度の報告分から入力でよろしいのでしょうか？	質問1 令和8年3月末までにご報告いただくのは「令和6年度決算情報」となります。 質問2 最初にご報告いただく内容と時期については、「令和6年度決算情報」を「令和8年3月末」までにご報告いただくこととなっております。
48	現在WAM NETに登録しているが、今以上に何か手続きが必要なのかどうか がわからなかった。この内容に関してどこを見ればいいのか。	詳細については、報告先の自治体または情報公表制度に関するヘルプデスクへご相談ください。
49	すでに今年度の情報公表システムへの登録承認が終了している場合 変更されたシステムへの入力はいつからできますか？	報告先の自治体にご確認ください。
50	情報公表システムからアップロードされた経営情報等は、情報公表システム を使用した検索等により第三者から容易に見ることができるのでしょうか？	質問15番の回答と同様。
51	経営状況については、毎年更新して入力しなければ承認されないのしょう か？	ご認識のとおりになります。
52	”経営情報の見える化の対応について”の資料31ページ、報告の開始、報告 の期限、公表の時期ですが 7年度分ではなく6年度分ですか？	質問47番の回答と同様。
53	職員の給与総額を入力する項目があるが、配置が1人しかいない職種は、 個人の給与額が特定されてしまうので非常に抵抗を感じるが公表する必要 があるのでしょうか。	質問15番の回答と同様。
54	①毎年情報公表を申請しておりますが、経営状況を申請する事で、それらを 精査して現状の処遇改善手当等以外の方法(基本報酬増)、又は処遇改善 手当等の増額を図ること等で、障がい福祉サービス職員の処遇を更に上げ る目的が大きく含まれると理解しておりますが、間違いないでしょうか？ ②現状では、障がい福祉サービス含む福祉業界において、人事の確保、人 材の定着が大きな課題となっており、それらの要因には「職務内容と処遇の バランス」に大きな要因があると考えております。ここ数年を鑑みても、事務 量等は増えても、処遇はそれらに伴ってきていないのが実情なのではないで しょうか？ ③「サービスの質の確保や向上」は勿論、常の意識として大切であり目指す ところですが、現状では「人材の確保」「人材の定着」が儘ならない事により、 「サービスの質を維持する事」が手一杯の事業所が大半を占めるのではない でしょうか？ ④今後更に最低賃金が上がる見通しがある中で、業界的に大きな処遇の改 善なしには「サービスの質」を求めながら経営を維持していく事が難しい状況 になる事は推測できると考えますが、どのようにお考えでしょうか？	①ご認識のとおりになります。 ②厚生労働省としてもご指摘の事情は喫緊の課題であると認識しております。 ③現状、「人材の確保」や「人材の定着」が儘ならないことにより、「サービスの質を維持する事」が手一杯である事業所が存在していることは承知しており、喫緊の課題であると認識しております。 ④現状、他産業との賃金格差が開いているということは認識しており、障害福祉分野における処遇改善は喫緊の課題であると認識しております。
55	8/5にWEB動画説明会を見させて頂きました。8月末より前回のWAM NET登 録に追加していく形で大丈夫でしょうか。	ご認識のとおりになります。
56	決算資料をPDFで読み込ませたら自動で入力してくれるAIを導入してほしい です。もしくは入力をなしにしてPDFだけでも問題ないように思いますがなぜ 入力の手間を増やしたのでしょうか？	質問45番の回答と同様。
57	経営情報の入力でサービス単位、事業所単位、法人単位とありますが、障害 者支援施設の場合はサービス単位での入力ですと、現実には即した数値の入 力が行えないです。その為事業所単位での入力になるかと思いますが、この 場合の事業所単位入力の考えは障害者施設全体として入力なのか、拠点単 位での考え方になるのか教えていただければと思います。	事業所単位での報告については、同一の事業所・施設において複数サービスを提供している場合に、いずれのサービスの会計も切り分けることが困難である際にご報告いただくことを想定しております。
58	「障害福祉サービス等情報公表システム開発・運用担当説明」の中で、下記 の説明が出てきます。 →経営情報申請状況の列に「未申請」が表示される場合は、未申請の経営 情報があります。事業所毎に申請を実施してください。 上記に基づき申請をしようとしたところ、「現在、経営情報の申請はできま せん。経営情報の入力は不要です。」と表示されます。どうすればいいで すか？	質問20番の回答と同様。

59	本件に関する要望も記載して良い旨がありましたので、あまりにも怒りが収まらず要望を書かせていただきます。 事業者の負担が大きすぎるように思いました。 画面を見ているだけではよくわかりませんでしたが、税務署提出用の決算とは別に、本報告用にもう一度決算を行うようなイメージに感じました。 一方でWAM NETを活用している一般市民はほぼ皆無と思われます。（当事業所の約60名の契約者のうちWAM NETを知っている方は0名。） 仮に一般市民にWAM NETが普及したとしても、一般市民にとっては多すぎる情報は見たいとは思いません。 また、普段使用しない用語などが混在すると、理解も難しいという方も少なくないと思われます。 一般市民向けに事業所比較の情報提供をするものだと考えると、実態としてはあまりにも無意味だと感じます。 行政においても果たしてどこまで情報活用していただけるのか疑問に感じます。 こういった情報提供はデジタル庁などで一元化できないものでしょうか。 同じようなアンケートや書類提出が各省庁から頻繁に届き、業務に支障があります。 デジタル庁で一元管理された情報を各省庁が活用するような形にすれば、一つの情報も活用の幅が広がるのではないかと素人ながらに思います。 もう少し事業者のことも考えた制度設計にしていきたい。 また、行政のためのルールばかりでなく、「公共の福祉」に資する制度、ルールを費用対効果、時間対効果も踏まえ、真剣に考えていただきたい。 日本、地域、福祉を良くするために意味のあるルール作りを切に願います。	ご要望として承ります。
60	事業ごとに職員の給与等の公表とありましたが、管理者が複数の事業を担う場合の 記載方法を教えていただきたい	いずれの事業においても管理者としての情報を入力してください。
61	神戸市の公表の締め切り日時を知りたい。	神戸市へお問い合わせください。

62	お疲れ様です。説明動画視聴しました。 まず、大前提ですが、WAM NET(障害福祉事業者情報システム)を見ている、見たことのあるご利用者様に出会ったことはありません。 介護保険のほうでも、うまくいっていないと聞いております。 意見 ①法人の特に、一部職員への負担軽減については検討をされるのか？ 情報公表については、賛成の立場ですが、法人に対しての事務負担について、どこまで厚労省は求めてくるのでしょうか？委員会を義務とし、情報公表を義務とし、事務負担業務負担を増やしているのに、本体報酬については、罰(減算)については決めているが、その分についての報酬の加算をされたという言及も何もないように感じます。日本の福祉のダメなところをそのまま実践するのはおやめください。義務を作り、罰を作る、そういう思考で福祉を考えるのはやめてほしいです。厚労省が事業所に対して、このような思考で無理強いをするので、現場で、ギクシャクして、虐待が起きている可能性があるとなぜ、気づかないのでしょうか？業務負担を増やされているのは経営者ではなく、現場を必死に支えている経験者のサビ管等が必死にやっています。疲弊させてどうするのですか？ご理解あるでしょうか？ ②個人の給料のプライバシーは無いのか？ 情報公表について、こちらが思うことは、単独事業所が経営情報を見える化する場合、赤字事業所の場合は、その事業所を廃止せよと言っていると思うのですが、そのご理解はありますか？例えば、うちの法人であれば、わたしの給料が丸見えになるのですが、それが適切なことになるのでしょうか？プライバシーというのは法人になると無くなるのですか？ ③福祉経営と会計の相違点の理解はあるのか？どこまで、求めているのか？ 複数事業所を運営している法人については、経営情報を載せても、詳細が不明となっています。事業所単体の収支予算を出すことで改善できることがあると思いますが、人件費は按分することがほとんどです。経費を按分して計算しない法人があるのでしょうか？収益部分は明確にできても、支出部分については、ごまかしが当然あるものだと思います。また、それぞれに分けることで、税理士報酬のアップが予想されますが、そのことについての補助はありますか？ ④見える化することのデメリットについては、わざと取り組みをされているのでしょうか？ 一般企業が、公表を必要としないのに、公表をさせることがまずあるかと思います。イメージですが、福祉は良くないことをしていると思われてしまいます。ご理解があるでしょうか？また、公表することで、収益の少なさが露見します。これから参入するところ無い、団体を参入させないようにすることは大事なことです。大手の一般企業もまた、参入することにメリットがなくなり、社会資源の枯渇が将来起きると思われます。財務省の入れ知恵でしょうか？今後も、サービスを必要とされる方は増えていきます。増えていく前提で、厚労省さんも計画されていますよね。 ⑤見える化するなら、せめて、きれいにを見せてもらいたい。 悪い事業所、法人があるから、経営情報を公表せざるを得ないという感じでアピールをするのをやめてください。日本の福祉の古い体質が正にこれです。利用者に問題行動があるから、改善するためにサービスを利用するというのとまったく同じです。日本の福祉の遅れを改めてアピールするのはおやめください。もっと、前向きなものです。社会で安心安定して暮らしができるようにサービスを利用するのは。また、サービスを利用することでお一人お一人の暮らしが向上したり、楽しさ、生きる楽しさが見つかるのです。マイナスブレゼンはおやめ下さい。 ⑥経営情報について、この画面を利用希望者が見たとして理解できると思いますか？数字と漢字の羅列。 一部のご利用者様は見て、理解が出来ると思います。しかしながら、福祉サービスを選択したり、利用できるサービス事業所を探さないといけないご利用者様の場合には、そういったことが自分でできないから、困っているのです。ご理解あるでしょうか？事業所情報システムを見てくださいという相談支援事業所は無いと思います。また、その経営情報をご利用者様と一緒に見て、この法人は、ずっと赤字だね。ここは黒字だねということが何かサービスの内容に関係があるのでしょうか？構造化という言葉をご存じですか？工夫はないのでしょうか？工夫であれば、サービス事業所の現場で多くの支援者が取り組んでおります。ご理解はありますでしょうか？ ⑦情報公表を義務化するのであれば、法人に機会を与えてください。アピールできる取り組みをしている法人事業所がたくさんあります。 一方的なもの、公表だけというのは、時代遅れだと思います。福祉サービス事業所は今、いろんな努力をしています。人材確保、利用者様の利用しやすい環境整備、アピールもです。今回のものも、これまでものも、誰もやりたくないと感じるのは、義務を押し付けられていることもあるかと思いますが、数字を並べているだけだからです。(福祉を真剣に、熱意をもってやっている人は数字が苦手です)法人や事業所がアピールできるスペースを設けてください。動画を貼り付けできるようにすると、ホームページのURLを貼るだけではダメです。話にならないです。その法人のページを検索したら、まずは動画(TIKTOK等のSNS、YOUTUBEショート等)視聴できるようにするなどの方法をご検討下さい。ホームページに力を入れている法人さんたちなら、積極的に公表をするようになると思います。(ホームページの作成を義務にした理由がそこにあるはず。それをいまだ、数字の羅列に戻すのはなぜですか？監査機能を発揮したいのですか？監査指導機能を一部の法人に委託して、収益をあげさせたいのですか？この職員さん？議員さん？法人さんの入れ知恵ですか？)笑顔がたくさんある写真を添付できるとか、楽しいイベントの短時間動画を添付できるなどのPRが出来る場所にしてください。全国の事業所法人が、どのように、支援をしているのかを見える化したほうが、改善されることが多いと考えます。技術的やサーバーの料金等の課題はあるかもしれませんが、本来やりたいことはそちらなのではないでしょうか？明るい福祉を目指しませんか？ 最後に、動画の作成、お疲れ様でした。ご担当者様を批判する意図はありません。 明るい福祉になってもらえたらと思います。	ご意見として承ります。
----	--	-------------

63	入力時にまた観ながら進めたいと思いますがいつまで視聴可能ですか？	質問42番の回答と同様。
64	会計年度について 当事業所の会計年度は10月～9月となっております。今回の公表は、23.10～24.9月でよろしいでしょうか	会計年度が10月～9月である場合、今回ご報告いただくのは、2024年（令和6年）10月～2025年（令和7年）9月の決算情報となります。
65	今回説明のあった報告の内容は全て義務ですか？努力義務ですか？サービス管理責任者の氏名は当報告で記載されておりますが、その人の年収を公表する事になってしまいます。プライバシーの侵害にはあたりませんか？全ての内容が義務となっており、対象職員が公表を拒否した場合は減算を受け入れるしかないのでしょうか？	必須項目となっている部分については、ご報告いただく義務がございます。なお、経営情報の公表にあたっては、個別の事業所ごとに公表するのではなく、情報公表システム上の経営情報データベースを活用し、グルーピングした分析結果を公表するため、個人や事業所が特定される形で公表されることはありません。
66	現在説明会を聞いてまず初めに、どこから障がい福祉サービス等情報公表メッセージ部分（ホーム）を見るのですが未申請の事業等の内容がありませんどこを探せばよいのでしょうか 詳しく教えてください。説明資料ではわかりずらいです。	質問48番の回答と同様。
67	医療型短期入所につきましては、医療法人等の経営状況報告に含めた報告となるのでしょうか？ もしくは、医療法人等の経営状況報告とは別に、介護福祉サービス事業者としての経営状況報告が必要であり、2種の経営報告を行うことが要件とされるのでしょうか？ また、一部の報告のみ（医療における事業収益、延べ在院数、外来患者数）となるのでしょうか？	報告にあたっては障害福祉サービス等事業所として指定を受けてるサービスに関してご報告をいただくこととなります。その際、医療法人や介護サービス事業所と会計を一体的に行っている場合は、事業所単位や法人単位でいずれの事業に関する内容もまとめて報告することも可能となっております。
68	経営状況の見える化について、WAM NETの情報公開で追加で記載事項が増えるということで理解させていただきました 令和7年8月末～令和8年3月末に入力する情報は、令和6年度の内容でよろしいですか？令和7年度については、令和8年4月以降でないと正確な数字はできません。令和7年4月に開所した当事業所では、どのような扱いになるのでしょうか 給与については、個人的なものになるので一般的にオープンにされるものでないと認識しています。役職による給与の公開は、個人が特定されかねない情報になりますので、未記載でも差し支えののでしょうか	ご認識のとおり、令和7年8月末～令和8年3月末に入力いただく情報は、令和6年度決算情報になりますので、ご指摘の令和7年4月に開所した事業所のように令和6年度決算情報がない事業所は報告の対象外となります。また、経営情報の公表にあたっては、個別の事業所ごとに公表するのではなく、情報公表システム上の経営情報データベースを活用し、グルーピングした分析結果を公表するため、個人や事業所が特定される形で公表されることはありません。
69	職員の給与を記載するようになっているが、小規模事業所のため他者の給与が従業員間で把握されてしまい、不満等が発生する可能性がある。特にサービス管理責任者は1名しかいないため、平均を入力すると個人の給与がわかってしまう。	質問15番の回答と同様。
70	お世話になります。会計区分が法人の経費は、各事業所毎に按分すべきでしょうか？また、収入も、でしょうか？	会計区分が法人単位の場合は、法人全体の経費を入力してください。
71	私どもの法人は特定非営利活動法人ですので、毎年NPO会計基準に基づいて決算書等を作成し、地域振興センターを通じて一般公開しております。動画の書式はNPO会計基準とはかなりちがうものだという印象を受けました。決算書等を全てもう一度作成することになり、経理担当の負担が大きくなるのではないかという不安があります。株式会社などではこちらの会計報告に合わせて決算書を工夫することが可能かもしれませんが、NPO法人では独自の会計基準があるため難しいと思います。福祉施設を運営しているNPO法人も増えています。地域振興センターに提出する書類をそのまま使える、あるいはNPO会計基準との互換性を考慮したシステムにしていただけると大変助かるのですが、ご検討いただけないでしょうか。	ご要望として承ります。
72	経営状況の報告について。障害者支援施設で「施設入所支援」「生活介護」「短期入所」を実施しています。先日、厚労省のアンケートでも同じことで困ったのですが、障害者支援施設の場合、各サービス区分ごとの経理は行いますが、すべて兼務であるため、人件費等も按分比率により処理しています。そんな中で、サービス区分ごとの人件費はあまり意味を持たないと思いますが、「サービス区分ごとの経理をしている場合は、その人件費を記入する」よう求められます。他の多機能事業とは区別して、障害者支援施設の特異性を反映した記入方式を例示に挙げていただきたいです。	サービス単位で経理を管理されている場合、経営情報は「サービス単位」で入力してください。 なお、職員数・職員給与も「サービス単位」で入力いただくこととなりますが、サービス別に換算・按分する必要はございませんので、回答する単位に所属する職員の人数と給与額を入力してください。
73	現在、WAM NETを活用して公表しているがそれ以上に必要ということでしょうか？	ご認識のとおりになります。
74	令和6年度分の経営状況報告（WAM NET上）について、令和7年度内（令和8年3月31日）まで期限があり、令和8年3月31日までは未減算対応となるが、令和8年4月1日には令和6年度分の経営状況の報告がなされていない状態が続いていた場合、減算対象をなる理解でよろしいか。 また、令和7年度分の経営状況については、令和8年5月1日以降にWAM NET上に報告することで令和8年4月分の減算は適用されないという理解でよろしいか。 最後に、報告が令和8年6月1日になってしまった場合は、令和8年5月分は減算対象となるのか、いつの時期の経営状況報告がどのタイミングで報告されることで減算対象となるのか、具体的な表を用いてお示しいただきたい。以上となります。どうぞ、よろしくお願いいたします。	ご認識のとおり、令和6年度決算情報については、令和8年3月31日までに報告していなければ減算の対象となります。また、経営情報については、毎会計年度終了後3ヶ月以内にご報告いただくものとなりますので、令和7年度決算情報については、当該会計年度終了後3ヶ月以内に報告いただけない場合は減算の対象となります。
75	申し訳ございません。拝聴しましたが、その資料がどちらにあるのかがわかりません。ご教授くださいますよう、お願い申し上げます。	厚生労働省HP内の動画を掲載しているページと同じのページに資料についても掲載しております。

76	「5. 職種別の職員数・職員給与の状況」について 施設長やサービス管理責任者など、配置が1名の職種で給与や賞与を記載して公表すると、「〇〇さんは〇〇円もらっている」ことが分かってしまうのではないのでしょうか。情報公表するのはいいことだとは思いますが、給与を公表する必要性がよく分かりません。	質問15番の回答と同様。
77	説明会動画のご通達いただきましてありがとうございます。 動画を閲覧していた中で把握できなかったのですが、質問です。 ①公表システムにて経営情報に関する事項を開示する事が義務化(必須)となったという認識でよろしいでしょうか？ ②その場合公表期限いつまででしょうか？ よろしくお願い致します。	①ご認識のとおりになります。 ②都道府県等の公表方法については、現在検討中となりますので、詳細は追って周知させていただきます。
78	給与の記載について、個人が特定される可能性がある場合は記載しなくても問題ないでしょうか？	質問15番の回答と同様。
79	療養介護、医療型障害児入所施設及び短期入所(空床型)のサービスを一体的に行っており、費用(人件費も含めて)については、按分してサービス単位で作成しております。その場合は、単独会計として報告することになるのか？ また、職種別の人件費については、どのように考えればよいのか？ よろしくお願いします。	質問72番の回答と同様。
80	今後のスケジュールで報告期限が3月末になっていますが、会社としての決算が3月と6月になっているために、3月時点ではまだ経営情報が確定しておらず、報告ができないために、確定してからだと期限を過ぎての報告になってしまいます。その場合は、決算で確定次第、早急に報告するという認識でよろしいでしょうか？また、その時は減算の対象になるのでしょうか？ご教示ください。よろしくお願いします。	質問47番の回答と同様。
81	お世話になります。給与の入力など、職種別、常勤、非常勤など、とても細かく分けるようになっていましたが、すべて入力が必要なのでしょうか？全部を計算するには、時間がとてもかかりますが、いかがでしょうか？	国としては、できるだけ多くの項目を入力いただきたいと考えておりますが、最低限必須の項目のみ入力されていれば、報告することは可能です。
82	給与等の入力について 該当社員が1名の場合は、実質その方の収入を公開するだけになるが、どのようにお考えか。	質問15番の回答と同様。
83	給与等を含めた経営状況を報告することが処遇改善等に繋がることは理解できるが、それを公表する意味、意図が理解できないので説明して欲しい。	質問1番の回答と同様。
84	経営状況を公表する主旨は賛同できるが、職員給与の公開範囲が無制限なのか、特定の機関のみの制限があるのかを知りたい。	質問15番の回答と同様。
85	8月7日13:09にメールで静岡市から通知があり、8月8日17:00 までしか見れない動画って何ですか？見られてはいけないものなののでしょうか？特に夏休み中の障害障害児支援事業所は見るとは困ります。なぜこんな短期間で急なのか？説明してください。	国からは8月1日付けでご案内の事務連絡を発出しているところ、静岡市からの通知が遅れた原因については、静岡市にご確認ください。 また、8月8日(金)17:00の期限はお問い合わせフォームを開設している期間となっており、説明会動画については、現在も引き続き公開しておりますので、ご参照ください。
86	経営情報の見える化は分かりますが、小規模、もしくは一人事業所だと、もはや個人情報になってしまいます。また相談支援は、所詮、処遇改善費の対象外事業所です。それでも入力をする必要があるのでしょうか？	経営情報の公表にあたっては、個別の事業所ごとに公表するのではなく、情報公表システム上の経営情報データベースを活用し、グルーピングした分析結果を公表するため、個人や事業所が特定される形で公表されることはありません。 また、相談支援事業所についてもご報告いただく必要がございます。
87	任意入力項目であるとのことでしたが、職種ごとの給与を入力することになると、プライバシーの問題にはならないでしょうか？就労移行支援の場合、その職種が1名となるケースあります。その場合、その個人の給与情報がWAM NETを通して誰でも閲覧可能になります。個人の収入は極めてセンシティブでプライバシーに関わる情報です。今後任意項目から、必須項目になることを危惧しています。	質問15番の回答と同様。
88	WAM NETで「経営情報」タブの入力は「事業所等に関する事項」タブにある事業所等の財務状況(財務諸表等による直近年度の決算資料)の詳細を入力する認識で合っていますでしょうか？	ご認識のとおりになります。
89	①そしたら、経営情報の項目は、概ね、9月以降の入力という理解でよいのですね？ ②従業員の給与の情報記入ですが、任意であって、今後、来年以降も、任意という理解でいいですか？ 訪問介護だと、登録ヘルパーもいるし、時間給スタッフも多いので、標準値の給与を算出するにも、ばらつきがあり、公表するとしても、他法人とも同じような条件、基準を設けないと比較も統計もしづらいデータになってしまうと思います。なので、算出計算するにも配慮が多く必要で、必須より、任意を希望します。	①質問20番の回答と同様。 ②質問27番の回答と同様。

90	経営報告ですが、3月が年度末になるのに年度末の3月までに報告しなければならぬのでしょうか？ 今年度の報告から開始となるのでしょうか？	質問47番の回答と同様。
91	従業員の給与を入力して公表された場合、従業員離れが起きる危険性がある気がしますでしょうか？	質問15の回答と同様。
92	法人についての経営情報は何に使われるのか、厚労省の都合の良ように使われそうですね。何でこんな細かいことをあなたたちに伝える必要があるのか、すべての入力データがあなたたちにとって必須なデータなのか、この入力や把握に事業主が何時間をかけると想定しているのか、この労力を何だと思っているのか本当に腹が立ちます。私たちは他人の書類遊びに付き合っているほど暇ではありません。はっきりいうと、本当にふざけるな、です。当然、厚労省内で【この制度を初めて使う法人主が何時間かけてこの入力を終えられるのか、自分にとって全く意味の見いだせない作業に貴重な時間と労力を掛けなければならない心的ストレスはどのくらいか】というシミュレーションはしているんだと思いますが。 処遇改善のためと言っていましたが、それは従業員に限った話。福祉事業の運営には企業としての成長や維持・修繕のための余力（収益の約3割）が必須です。処遇改善について従業員のことはかりでなく、いつでも転職できる従業員と比べ多大な負担やリスクをしょった経営者がいなければ、福祉など成り立たないことを忘れないようにしてください。現場をちゃんと見たことが無いからでしょうが、想像が甘すぎです。 また厚労省が2030年までに最賃を1500円にするなら経営を安定させるための価格転嫁も進み、運営に大きく影響する物価高騰はさらに加速します。厚労省が行う施策ですからすべての影響を考慮して最賃を決定しているとは思いますが。当然連動して現状の1.5倍の報酬改定を段階的にすすめることを計画されていることだと思いますが、福祉事業所の安定運営のためにその件についても早く発表されることを望みます。	ご要望として承ります。
93	お世話になります。 私どもの事業所は2025年3月に指定されましたが、決算も3月になります。経営状況は2026年3月を待ってからの入力で大丈夫でしょうか？	令和7年8月末～令和8年3月末に入力いただく情報は、令和6年度決算情報になりますので、令和7年3月に指定された事業所のように令和6年度決算情報がない事業所は報告の対象外となります。
94	経営状況の見えるかに関して、昨今、障害福祉分分野に民間の営利団体が参入しやすくなっている状況において、事業の目的が障がいのある人の就労支援・利用者の自立支援ではなく、『営利』に特化することで、『質の低下』が課題となっている。参入しやすいが、参入後の運営が大変な状況があり利用者本人に不利益が被っている状況が発生している。経営情報のみえる化の推進も必要であると感じるが、そもそも参入時のチェックをもっと厳しくすべきではなきかと思う。また、弊社は就労継続支援B型の事業所であるが、平均工賃が高い部分に加算が増額されたり、一般就労へ結びついた事業所への加算など加算改定がされているが、そこに就労意欲がありながらも、国の基準へ満たせない人たちの受け取め先が減っている現状がある。それに関して、国としてどのように対策をとるのか、事業者へ『良質な支援の質』を求めると同時に、国として『利用者へ質の良い支援が受けられる仕組み』をどのように作っていくのか、いま一度、ご利用者・家族・現場で働く職員の立場にたって考えていただきたい。	ご要望として承ります。
95	チャットGPTでまとめて、とすれば10分で説明できる内容だと思う。 無駄な漢字の羅列でわかりにくい。多くの人がみるものだからこそ簡素にすべき。	ご要望として承ります。
96	今回の説明会ありがとうございます。処遇改善についても、税金をいただいている身として身の引き締まる思いです。今回の情報公表システムについても理解致しました。 現況報告、WAM NET（障害、介護）、医療機構の報告、と決算後の提出書類が多岐にわたる為、できましたら、同じ内容のものは、共有できる書類で展開していただけると助かります。	ご要望として承ります。
97	会社として記載したくない項目（役員報酬等）がある場合でも必ず記載なくてはならないのでしょうか	質問15の回答と同様。
98	①給与の公表について 大きな事業所であれば、平均値の公表でいいと思うが、小さな事業所では、平均値といっても各個人の給与の公表になり、同じ事業所でお互いの給与がわかりトラブルになりかねない。公表によって、トラブルが生じた場合、国や市はどんな対応をしてくれるのか疑問。 公表するにしても、管理者のみが見れるなど、何かしらの制限を設けてほしい。 ②福祉施設の運営は、必ずしも福祉事業ではない。 経費等できる限り、別精算にしても、すべてを別決算で行うことが難しい。 福祉課よりはっきり分けないと言われるが、そこに関してもいろんな運営会社（形態）がある。福祉課単体運営と、その他運営との区別と、公表方法をもっと柔軟にしてほしい。（運営会社も福祉課基本にすると、難しい部分がある）	質問15の回答と同様。

99	①令和6年度決算分の報告は令和7年度末までに報告とあったのですが、令和7年度決算分以降は、会計年度終了後3か月以内の報告でよろしいでしょうか？ ②入力単位について、サービス単位の場合、人件費は例えばA型B型の多機能型事業所で生活支援員を多機能型内でA型0.3、B型0.7で配置している場合、この生活支援員の給与をそれぞれのサービスの割合に按分する必要がありますか？また、サービス管理責任者もA型B型それぞれに0.5ずつ按分する必要がありますか？ 按分することによって、この生活支援員やサビ管はA型B型それぞれで非常勤専従となるのか、あくまでの常勤専従又は兼務となるのかどのように入力すればいいのか教えてください。 他事業所との兼務者の場合、例えばS事業所で0.8、P事業所で0.2とすると、S・Pそれぞれの事業所で非常勤専従となるのでしょうか？それとも常勤兼務となるのでしょうか？	①質問14⑤の回答と同様。 ②サービス単位で経理を管理されている場合、経営情報は「サービス単位」で入力してください。 なお、職員数・職員給与も「サービス単位」で入力いただくこととなりますが、サービス別に換算・按分する必要はございませんので、回答する単位に所属する職員の人数と給与額を入力してください。 また、同一のサービス内において、職種間で兼務する者については、職種間の換算・按分は行わず、その職員の主たる職種に入力してください。 なお、主たる職種は、当該職員本来の職種、組織内で位置付けられている職種等をふまえて事業所の判断で決めていただいて構いませんが、主たる職種を決め難い場合は、職種の選択肢の中で最上位に位置する職種に入力してください。 その際、常勤・非常勤の区分については、職員個々の勤務形態で判断することとなりますので、どのサービスに従事するかに関わらず、その職員が常勤勤務をしていれば、常勤職員となります。
100	①3月末にWAM NETへの入力締め切りとなるようですが、そこで報告する数値は、3月末が会計年度の締日となる場合ですと、前年3月末締の決算報告書より報告すると認識していますが、合っているでしょうか？ ②WAM NETへ報告する際、法人全体で経営情報を報告するようになりますが、就労支援A型・B型の多機能事業所ですが、それぞれ入力する事になるのでしょうか？	①質問47番の回答と同様。 ②法人単位で報告いただく場合でも、それぞれの事業所ごとに入力いただく必要があります。
101	公表に対しては理解が出来ましたが、公表時期が解りづらい、障害福祉の説明会の時期も短かったので、業務的に期間までに視聴することが出来なかった。視聴時間にも余裕を持って期間を設けてほしい。	質問42番の回答と同様。
102	より良い事業所選びに経営状況で判断するってのは、選ぶ立場から見て選択肢として重要なのでしょうか？ また、WAM NETの閲覧回数などはどういったら知れるのでしょうか？WAM NETの認知度も知りたいです。	経営情報のデータベースについては、障害福祉サービス等について、国民による現状・実態の理解を促進するとともに、必要なサービスの利用機会が確保されるよう、事業者の経営状況の実態を踏まえた政策の検討や、物価上昇・災害・新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた支援策の検討等を行う上で、3年に1度の経営実態調査を補完し、経営情報を収集・把握するために令和6年度に整備いたしました。 また、令和6年度における障害福祉サービス等情報公表システムのアクセス件数は、1億6,663万件となっております。
103	基本的な質問で失礼します。 法人の事業譲渡により2025年度4月から新しく指定を受けた事業所です。新法人として過去の経営情報がありませんので、関連設問には回答しなくても良いと理解して宜しいでしょうか？	質問93番の回答と同様。
104	障害福祉サービス等情報公表制度～障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化の対応について～（運用内容や留意点等）資料内、33ページについて 学校法人が運営主体の場合、「法人等の採用している会計基準」の選択肢について、「その他の会計」の会計区分を選択するという解釈でよろしいのでしょうか。	ご認識のとおりになります。
105	情報公表システムの申請に係る自治体のチェックについて、どこまで求められているものかご教示ください。 また現在、指定申請等における様式の簡素化や提出書類の一部削減により手続き負担の軽減を進めているところですが、経営情報のチェックのために挙証書類の提出を別途求める必要がありますか。	記入要領やマニュアル等に沿ってご確認をお願いいたします。 なお、経営情報のチェックのための挙証書類については、別途提出いただく必要はございません。
106	令和7年5月に放課後等デイサービスをオープンしました。そのような場合、今年度公表は必要でしょうか？公表する場合はどのように公表すればよろしいですか？	基本情報や運営情報については、報告先の自治体が定める時点を踏まえてご対応をお願いいたします。 また、経営情報については、令和6年度分の報告は不要ですが、令和7年度分については、毎会計年度終了後3月以内にご対応をお願いいたします。
107	人件費についてですが、役員が保育士として勤務している場合は役員報酬とすべきか、給与に足すべきかどちらでしょうか。 役員報酬とした場合、役員が一名しかいないため個人の収入が特定されてしまい個人情報保護の必要があるのですが、この場合はどのように対応すればよいでしょうか。 ご回答どうぞよろしくお願いいたします。	それぞれ「給与」として支払われている金額、「役員報酬」として支払われている金額を入力してください。 なお、経営情報の公表にあたっては、個別の事業所ごとに公表するのではなく、情報公表システム上の経営情報データベースを活用し、グルーピングした分析結果を公表するため、個人や事業所が特定される形で公表されることはありません。
108	必要な情報などを積極的に取り入れていきたいので、自治体ごとに必要な項目、法人ごとに必要な項目などを引き続きご教授下さい。	ご要望として承ります。
109	8月末からのシステム稼働(事業所側からの入力開始)にあたって、都道府県・市町村側からの入力への促しやフォロー体制はどのようになっていますか？	説明会の動画や資料等を送付し、周知いただく等の対応を図っています。

110	共生型を行っているため、職員配置は通所介護と一体的に行っています。情報公表時の注意点、留意点は何ですか？	経営情報に係る報告については、当該サービスがどのような会計の区分に属しているかにより、回答の対象範囲が異なりますので、当該サービス単体の区分で会計処理を行っている(当該サービス区分の決算書類を作成している)場合は「単独会計」を、当該サービスを提供する事業所において行っている、複数の障害福祉サービス等(障害福祉サービス等事業所以外の事業(介護保険事業等)を行っている場合も含む)を一つの会計の区分として会計処理を行っている(拠点区分の決算書類を作成している)場合は「一体会計(事業所単位)」を、複数の障害福祉サービス等事業及び障害福祉サービス等事業以外の事業(介護保険事業等)を含め、法人全体を一つの会計の区分として会計処理を行っている(拠点区分やサービス区分の決算書類は作成していない)場合は「一体会計(法人単位)」を選択してください。
111	当法人は特定非営利活動法人です。第2種社会福祉事業、まちづくり事業、その他の非営利事業を運営しています。法人会計はNPO会計基準で行い、内閣府のNPOポータルサイトに決算報告をしています。 質問① 2025年4月1日に新規B型事業所の指定を受けました。2025年7月9日に公表済です。当該事業の今年度の決算についての報告はありませんが処理手続きはどの様にしますか。 質問② 既に多機能型事業を行っています。今回のご説明で法人単位の一体会計を選択する事業体かと理解しました。が、求められる処理内容が非常に複雑で経理の専門職員のいない小規模法人では事務処理に課題があります。内閣府の公表サイトに紐づけることで経営情報の公表となる等のご検討をいただきたいと思いますが如何でしょうか。	質問① 質問93番の回答と同様。 質問② ご要望として承ります。
112	法人の損益表と事業所の人数と取得している加算は例年、WAM NETに掲載しております。 今年度より、給与の掲載が義務化されたという認識でいいでしょうか？	事業所の費用として計上している職員全体の給与(人件費)については、報告が必須となりますが、職種別の給与を報告する項目については、任意項目となっております。
113	経済情報を入力しようとすると、現在経営情報の申請はできません。表示される。なぜですか？	質問20番の回答と同様。
114	経営情報タブをクリックすると、 現在、経営情報の申請はできません。経営情報の入力は不要です。 の表示が出てくるのですが、どう対応すればよいでしょうか。	質問20番の回答と同様。
115	お世話になります 訪問介護業を行っております。 「居宅介護」と「移動支援」を行っています、この場合は単独会計、一体会計の選択はどちらになるのでしょうか？	質問110番の回答と同様。
116	経営情報を入力したとして、保護者が検索した時にも見えてしまいますか？ 特に職員の給与は、弊所が小規模事業者のため、職種別に入力すると個人情報を開示するのと同義になりそうです。	質問15の回答と同様。
117	これまでの報告に加え、今後は職員の給与に関する報告も追加報告するという内容の把握で間違いなかったでしょうか？	質問112番の回答と同様。
118	多機能型事業所を行っていて、従業員が兼務している場合の従業員給与の記載はどのようにすればよいのか？	職員数・職員給与は「サービス単位」で入力いただくこととなりますが、サービス別に換算・按分する必要はございませんので、回答する単位に所属する職員の人数と給与額を入力してください。
119	経営情報の「入力単位」及び「会計の区分状況」についての質問です。 3つの障害福祉サービスを一つの会計の区分として拠点区分で決算書類を作成し、かつ拠点区分事業活動明細書(サービス区分の内訳)を作成しています。この事業活動明細書の費用部分(特に人件費)がサービス区分毎に明確に分かれていない場合は、”部分的にサービス単位の収益・費用を把握している場合”と見なし、入力単位を「事業所単位」、会計の区分状況を「一体会計(事業所単位)」と選択してよろしいのでしょうか？	ご認識のとおりになります。
120	初歩的な質問で申し訳ありません。2025年3月からの開所で、実際に利用者があったのが7月からでした。そういった場合、前年度の実績等がその数字のままあげる(つまり0で処理する)のか、年度の方はすでに今年度になりますので、今年度分からの処理でいいのか教えていただけたらと思います。先月締め切りのWAM NETの方は、書き込みできませんでした。よろしくお願いいたします。	質問93番の回答と同様。
121	経営情報の見える化のためのシステム稼働が8月末からとなっておりますが、具体的にいつから開始になるのか？	質問20番の回答と同様。

122	非常勤の給与情報を入力する場合、勤務時間を考慮した形での入力となるのでしょうか。	ご認識のとおりになります。 なお、入力の詳細については、「障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化」に係る都道府県等・障害福祉サービス等事業者向け説明会の障害福祉サービス等情報公表システム開発・運用担当説明資料のP7～P12をご参照ください。
123	Q&Aでも回答はありましたが、職員一人あたりの給与額の入力、職種においては個人特定される観点から、任意で良いとされていますが、任意でも回答した場合でも、個人が特定される場合、個人情報保護法に抵触しないのでしょうか。その場合、個人に対しての委任状を記載する必要があると思うのですが、間違っていますでしょうか。 また、この給与の情報入力は、利用者の方に、見える化もありますが、処遇（給与）の状況を把握することも目的としてあると思います。 今後の福祉報酬や処遇改善等のデータ収集としても重要なので、見える化するかについてを任意にすれば、情報収集は出来ると思うので、記載は必須にし、公開は任意にすれば良いと思います。	事業所の費用として計上している職員全体の給与（人件費）については、報告が必須となりますが、職種別の給与を報告する項目については、任意項目となっております。 経営情報の公表にあたっては、個別の事業所ごとに公表するのではなく、情報公表システム上の経営情報データベースを活用し、グルーピングした分析結果を公表するため、個人や事業所が特定される形で公表されることはありません。
124	賃金の公表については任意でいいのか	質問112番の回答と同様。
125	経営情報の入力画面における入力方法について、会計の区分の記載について、「原則として」単独会計で入力してください。と繰り返し説明者の方がお話されておられました。 弊法人において、会計単位は社会福祉法人会計1つ、拠点区分は障害者支援施設●●拠点区分1つ、にて運営しており、管理部門、支援職員含め、専従職員を除き、各部門に応援に入るなどして、ある程度部門単位で集計した人件費総額を障害者自立支援給付費で按分するといった手法にて人件費の按分処理を行っており、今回厚労省が示されている細かい区分での人件費を時間数毎に全職員分按分するといった非常に大きな工数や負担のかかる手法での会計処理は行っておりません。 職種ごとの人件費の報告に際し、上記のような事情からベースとなる詳細のデータを作るためには膨大な工数を追加することで、生産性が大幅に低下する結果を生じることから、拠点区分単位でまとめた形で、実人件費のあり方を職種毎にまとめて報告する、という現実的で生産性の高い手法にて報告を行いたい。 このような場合、厚労省の示す手法では、法人単位でのデータ報告を行う、という方法でよいと思う（あまりにも生産性が悪すぎる）が、それでもよいか。 また、人件費の詳細集計の数値をををもし厚労省、財務省として掴みたい、ということであれば、むしろ各人ごとの源泉徴収報告額を、そのまま厚労省の報告においても提出させれば簡単に解決できると思うが、なぜ事業者に膨大な工数負担を強いるような方法を取り、既にあるデータを活用する形での生産性向上を図らないのか、はなはだ疑問である。	ご認識のとおりになります。
126	訪問介護と一体的に居宅介護を運営している事業者の場合、売上については区別できるが給与については按分して報告するのがいいのか事業所単位で一体的な給与で報告するのがいいのか伺いたいです。	質問118番の回答と同様。
127	法人の決算期は7月なのですが、障害福祉サービス事業の会計は年度末で区切っていました。 その場合、決算時期は3月で良いのでしょうか？	ご認識のとおりになります。
128	職員1人1人の給与など全職員の公表をしないといけないのか？ 働き方や能力（評価）において職員によって処遇改善費など金額の違いがある場合に公表することのデメリットも考えられる。 実際に実施しないと分からない部分もあり、見える化を実施していく中で質問・疑問など出てきた場合はどうすればいいのか？	事業所の費用として計上している職員全体の給与（人件費）については、報告が必須となりますが、職種別の給与を報告する項目については、任意項目となっております。 経営情報の公表にあたっては、個別の事業所ごとに公表するのではなく、情報公表システム上の経営情報データベースを活用し、グルーピングした分析結果を公表するため、個人や事業所が特定される形で公表されることはありません。 なお、質問・疑問が生じた場合については、「障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化」に係る都道府県等・障害福祉サービス等事業者向け説明会の障害福祉サービス等情報公表システム開発・運用担当説明資料のP33のお問い合わせ先までご連絡ください。
129	NPO法人です。NPO事業報告として毎年度提出しております。内閣府NPOホームページで決算等報告を公表しておりますが、WAM NETでの入力も必要ですか？	必要になります。
130	介護サービス事業者経営情報データベースシステムでGビズIDを申請をしたが、障害福祉サービス等情報公表システム時にどのように反映させさせるのか（この度の説明の中にはなかったが）	障害福祉サービス等情報公表システムについては、GビズIDとの連携は行っておりません。
131	8月末よりシステム入力との事ですが、期限等がありますでしょうか？	質問47番の回答と同様。

132	1. 障害福祉分野の財務状況の公表が全事業所の4割程度ということであるが、社会福祉法人については、「社会福祉法人の財務諸表等電子 開示システム」で公表することから、PDFファイルを添付する必要はありませんということで当法人は添付していない。4割程度の割合にこうした法人は含まれているのか。 2. 「一人当たりの賃金の公表」について、事業所の規模や職種によっては特定の個人の給与が知られてしまうということで「任意」とされているが、小規模法人であれば当然のことで、そういった法人は多いのではと考える。公表するのは大規模法人だけということになると、それを元に分析しても意味がないと考えるがいかがか。	1. ご指摘の4割の中には社会福祉法人も含まれております。 2. 「一人当たりの賃金」については、現時点で集計、分析の対象とはしておりません。
133	財務状況については、各事業所ごとの活動計算書や貸借対照表が必要ですか？ それとも、法人で一括でもよろしいのでしょうか？	質問110番の回答と同様。
134	情報公開の期間が短すぎます。監督機関の都道府県からの連絡が入ったのが8/6(水)の12時、視聴期限が8/8(金)の17時。 この短さは、できるだけ視聴できる期間を短くして、意見が出ないようにしようとしているように勘繰ってしまいます。 視聴期間の延長をもっと情報公開を行うようにしてください。これは少々禁じ手を使っておられるような印象です。こういうやり方は良くない。	国からは8月1日付けでご案内の事務連絡を発出しているところ、大阪府からの通知が遅れた原因については、大阪府にご確認ください。 また、8月8日(金)17:00の期限はお問い合わせフォームを開設している期間となっており、説明会動画については、現在も引き続き公開しておりますので、ご参照ください。
135	みえる化にあたり、給与等の記載が想定されますが、サービス管理者等の1名配置の職員に対し給与を掲載するということは個人の給与を特定し公表することとなります 管理者・サービス管理者は公表することとなり個人情報の流出となり、配慮がかけられると思われます 法人内でも職員間で給与を認知することになりますので公表に関し再検討願います	質問15番の回答と同様。
136	見える化については良いと思いますが、事業所を選ぶのは利用者さんだと思いますので事業所の給与まで見える化する必要がありますのでしょうか？経営状態を見える化するのであれば、NPO法人でしたら活動計算書等を見られるようにすれば経営内容もある程度わかるのではないのでしょうか？	経営情報の公表にあたっては、個別の事業所ごとに公表するのではなく、情報公表システム上の経営情報データベースを活用し、グルーピングした分析結果を公表するため、個人や事業所が特定される形で公表されることはありません。 障害福祉サービス等情報公表システムにおける、財務諸表の報告については、現状PDFファイルをアップロードする方法となっており、その内容を分析することが難しいため、システムに入力する形でご報告いただく形式としております。
137	情報公開システムにおける障がい福祉サービス等事業者の経営情報の見える化について。 施設の収入に関しては、特異な就労支援事業や医療法人等が経営する大規模な施設を除いて、全施設が毎月、国に請求をあげているので収入に関しては行政が把握しているものであり改めて各施設に報告をあげさせるというのは二度手間ではないかと思われるがいかがなものか？処遇改善に繋がるとの説明がなされていたが、小規模な施設にとっては処遇改善加算をとることさえ難しい現状の中で、更に業務の幅を広げ情報の公開を求められても人手が足りないのが現状である。コロナ禍においても、処遇改善加算を取っていないとコロナ対応に関しての手当てを受けられず小規模な施設は泣き寝入りであったことは記憶に新しい。利用者にとっての選択肢を増やす目的であるのであれば、大規模な施設の利用者の囲い込みをやめさせることが先ずは優先の課題ではないだろうか。何に関しても「減算減算…」ばかりであるが、利用者の支援と同様、ストレングスの視点に立つのであれば、このような業務の過多は「加算」にする方が、『経営面』ばかりに偏った大規模施設は喜んで協力するのではないだろうか。小規模な施設が、一般の会社員や公務員にほど遠い低給与(賞与があればまだマシな方である)を曝け出して、どのようなメリットがあるのか理解に苦しむ。収入の公表をするのであれば、財務または厚労省経由で全施設の収入を公表できるはずであるが、それをしないのは何故か？？前述したが、毎月時間を割いて請求をあげている情報は何に活用されているのか？利用者の工賃まで事細かに毎月報告を求められ報告をあげているが、更に経営状況を報告するとなるとそれなりの人員を確保する経費が必要であるがそれはどこから捻出するのか明確に示していただきたい。何度も繰り返すが、職員が数名程度の小さな事業所は全てを少人数でこなさなくてはならない。このような事務仕事が増えるたび、利用者の支援の質も実際に関わる時間も減っていく一方であることは明確である。恐らくこのような法案を創っている方々は、机上で考えていらっしゃるお偉い方ばかりなのであろうが現場の状況を知らずに経営の報告も何も無いと思われる。	質問1番の回答と同様。
138	2点質問が御座います。 ①経営情報の公開について、障害福祉サービス等情報公表システムにて「経営情報」タブより入力が可能になるのが令和7年8月末～という認識でよろしいでしょうか？ ②質問①の通り、令和7年8月末～入力が可能であったとして、令和6年度会計(会計期間令和6年4月1日～令和7年3月31日)について、令和8年3月末までに報告するという認識でよろしいでしょうか？	質問① 質問20番の回答と同様。 質問② 質問47番の回答と同様。
139	障害福祉サービス等情報公表システム説明会資料のP6～P8の職員給与の状況については必須項目ではなく任意項目という認識であっているか確認させていただきます。よろしくお願いいたします。	質問112番の回答と同様。
140	例年5月初旬に、WAM NET登録(更新)をするようシステムから事業所にメールをいただいているが、未申請の事業所に督促メールを自動発出(もしくは任意の事業所をこちらで選択して督促メールを発出できるように)していただけないか。今後は実質、申請の締め切りが2回となるうえ、事業所ごとに決算月が異なり、申請の督促にかかる事務が複雑で大変になるので自治体の負担を考慮していただきたい。	質問8の回答と同様。

141	各都道府県に入力シートのA4版のデータを送付していると説明がありました が、当該データをいただいた記録がないため再送いただけると幸いです。	令和7年7月8日(火)に送付しておりますので、ご確認ください。
142	入力テンプレートは、経営情報だけなのでしょうか。ほかのカテゴリーでも使 用できる仕様にはなっていませんか。	入力テンプレートは経営情報のみです。
143	経営情報もWAM NET上に公表されるのでしょうか？	質問15番の回答と同様。
144	第1回説明会の質問に対する回答で「既にシステム上、必須項目が未入力 の状態では申請できない仕様となっています。」との回答がありました。財務 諸表は、報告が義務付けられていることから、必須項目と認識してしまし たが、財務諸表を添付しなくてもシステム上、報告が可能です。総合支援法 等で報告が義務付けられている情報と「必須項目」は同じではないのでしょ うか。	省令上、財務状況については報告が義務づけられています。 ただし、法人等によっては、作成しない財務諸表もございますので、その状 況を踏まえ、システムの仕様上、必ずしも必須項目となっていない場合がご ざいます。必要な財務諸表はご報告ください。
145	1、就労支援会計基準とは、具体的にどういった基準のことでしょうか？ 2、市委託の日中一時支援事業は障害福祉サービスに含まれますか？また 県委託の福島県精神障がい者等向け訓練実施支援事業(県産業人材育成 課)は別ですね？ 3、法人単位と事業所単位の違いを教えてください。弊社は多機能型事業所 ですが、法人単位で申請すべきなのでしょうか？ 4、今後実際に入力していく際に、わからない点があった場合は、動画＆資 料の最後に記載されていたお問い合わせ一覧のご連絡先に問い合わせる、 ということで間違いないでしょうか？	1、就労支援会計基準とは、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継 続支援B型の事業における会計については、事業所ごとに経理を区分すると ともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分するために定めてい る会計基準となります。 2、いずれも含まれません。 3、質問110番の回答と同様。 4、ご認識のとおりになります。
146	可能であれば、WAM NETにおいて、どの項目の公表が無いと情報公表未報 告減算が適用されるのか、明記された文書をいただけると助かります。	「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A.VOL.1(令和6年 3月29日)」1. 障害福祉サービス等における共通的事項の問19をご参照く ださい。
147	経営情報の入力に関して、おそらく小規模で事業所を運営されている方たち にとっては、大変困難だと思われます。 そのような事業所に対して、国として何らかの対策はありますか。 各自治体へ一任されるのであればその旨明示していただけると助かります。	経営情報の見える化については、各自治体において実施していただくもので すが、 入力開始前に今回の説明会を開催し、自治体・事業所等からの質問に対し 回答をし、不明点の解決に努めております。 また、説明会動画の中でもお伝えしておりますがシステム操作に関するお問 い合わせについては、別途ヘルプデスクを設けておりますのでご連絡くだ さい。 詳細については「障害福祉サービス等情報公表制度における経営情報の報 告に関するシステムの運用開始に係る対応等について(周知)(令和7年9月 11日付事務連絡)」をご参照ください。
148	今後、実際の記載事例や他事業所の好事例なども交えた事例集などがある と、より実務に活かしやすいと感じました。引き続き現場の声を反映した研修 を期待しております。	ご要望として承ります。
149	ご通知いただている内容の理解が乏しく誠に申し訳なくご助力をお願いいた しますが、WAM NETを用いた情報公表について、都道府県等側で必要とす る公表例など、適切な運営へのご支援をお願いいたします。	ご要望として承ります。
150	「今後のスケジュール等」では8月末から「経営情報の見える化のシステム稼 働」とありますが、稼働の際には(独)福祉医療機構のシステムから稼働開始 の案内メール等の送信が予定されているのでしょうか。	質問14番②の回答と同様。
151	経営情報に係る内容の報告が未実施であった場合、減算はいつから適用す るのか。 令和7年度分について3月末までに報告されなかった事業所については、令 和8年4月から減算の対象となるのか。 また、令和8年度以降の経営情報に係る内容更新が行われない事業所にお いても、令和7年度分が公表されていれば、減算の対象とならないか。 若しくは、報告期限が毎回会計年度終了後3月以内となっていることから、報 告期限月の翌月から減算対象となるか。 例)会計年度:8月～翌年7月 報告期限:10月末 減算開始:11月～	令和7年度に報告を求めている経営情報(令和6年度決算情報)について、 令和8年3月末日までに報告がなされなかった事業所については、都道府県 等が報告するよう指導したにも関わらず事業所が報告を行わない場合に未 報告の時点(令和8年4月1日)に遡って減算の対象とすることとしておりま す。 また、令和8年度以降の経営情報の報告については、毎年度必要なものに なりますので、減算の対象になります。
152	都道府県等・障害福祉サービス等事業者説明会資料のご質問7の3番(45 頁)の回答において、「既にシステム上、必須項目が未入力の状態では申請 できない仕様になっております。」とありますが、「障害福祉サービス等情報 公表制度の施行について(障障発0329第5号 令和6年3月29日最終改正) 別添1及び別添2の内容は必須項目ではないのでしょうか。同通知別添1及 び別添2に記載されているが、システム上「必須」となっていない項目(例え ば、財務状況)は入力しなくても申請できるため、今回の回答により事業者か ら財務状況等を公表しなくてもよかったのではないかと問い合わせがきてお ります。 必須項目の定義及び必須項目の一部でも未入力がある場合は減算となる 旨を改めて明示していただきたい。	質問144番の回答と同様。

153	・当区の障害児通所施設には、区補助金により運営している事業所や区施設を提供して運営している事業所がある。その場合の補助金や経費の入力方法を事業者に詳しく解説して欲しい。 ・経営情報を入力しなかった事業者は次年度以降一律減算という理解でよい。また、3月末で会計年度が終了する事業者の入力期限はいつまでか。	・ご要望として承ります。 ・経営情報の入力を行わなかった事業所については、都道府県等が報告するよう指導したにも関わらず事業所が報告を行わない場合に未報告の時点に遡って減算の対象とすることとしております。 また、経営情報の報告期間は会計年度終了後3月以内になりますので、3月末で会計年度が終了する事業者の場合は4月から6月までの期間になります。
154	県では事業所から施設詳細情報の申請があった際に、県の事業所台帳と齟齬がないかの確認を行い、合致している場合に承認している。 そのため、施設詳細情報の承認後、経営情報の申請時に事業所の方が施設詳細情報も変更できるとなると、もう一度県の事業所台帳との整合性の確認を行わなければならない、負担が大きくなる。 今回の見直しにおける経営情報の入力に際し、各事業所は施設詳細情報の変更入力も合わせてできるような仕組みになっているのかについて伺いたい。 加えて、変更入力ができる仕組みとなっているのであれば、県における承認作業の負担を少しでも減らすため、変更すると変更箇所がわかるようにする等の仕組みにしていいただきたい。	経営情報の入力に際し、各事業所は施設詳細情報の変更入力も合わせて出来るような仕組みになっております。 なお、変更箇所の差分については、赤色や黄色の更新マークにより、タブや項目ごとに把握することが可能となっております。 詳細は、「障害福祉サービス等情報公表システム操作説明書(全体版)【第1.7版】」のP121をご参照ください。
155	障害福祉サービス事業所の情報公表システムへの経営情報(財務諸表等)の入力項目を必須項目とする仕様とするシステム改修を希望する。	質問144番の回答と同様。
156	①厚労省資料P42(ご質問5①の番号1)に関連して、経営情報が未報告の場合、令和7年度末までは当該減算は適用されないとのことであるが、令和8年4月1日時点で経営情報が未報告の場合は、減算が適用されるという解釈で良いか。 ②ー1厚労省資料P43(ご質問5②の番号4)に関連して、財務諸表の取扱いについては引き続き添付をとのことだが、同様の内容について繰り返し報告が必要となることに対して、否定的である事業者もいる。現在通知上「事業活動計算書(損益計算書)」「資金収支計算書(バランスシート)」「貸借対照表(バランスシート)」の報告が求められているが、改正通知においてはこれらの記載を削除したうえで経営情報に関する記載を追記いただくようご検討いただきたい。 ②ー2「②ー1」の質問と同様、社会福祉法人は「WAM NET(社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム)」で財務諸表等の公開をしているが、これに加えて経営情報の報告も必要となると考えられる。 現在経営情報の入力については必須項目として、入力しないと提出できないような仕様と想定されているが、社会福祉法人については財務諸表等電子開示システムで公開していれば入力不要とする等のシステムの仕様変更も必要に応じて検討されたい。 ③WAM NET資料P8～P12に関連して、同一事業所内で複数の職種を兼務(管理者兼サビ管等)している場合や、同一法人が運営する複数事業所で勤務(午前中はA事業所で生活支援員、午後はB事業所で世話人等)している場合、常勤非常勤の判断及びどの職種で計上するかは事業者判断で良いのか。(特に同一事業所内での複数職種兼務の場合、給料を各職種での勤務時間等で按分するのは不可能だと思われる。また、管理者兼サビ管や児発管は多い兼務の形態だと思うが、どちらかの職種でのみ計上すると、見た目上どちらかの職種はいないように見えてしまう。) 事業所判断で良いとしても、一定の判断の目安はお示しいただきたい。	①質問151番の回答と同様。 ②ー1ご要望として承ります。 ②ー2質問5番の回答と同様。 ③職員数・職員給与は「サービス単位」で入力いただくこととなりますが、サービス別に換算・按分する必要はございませんので、回答する単位に所属する職員の人数と給与額を入力してください。 また、同一のサービス内において、職種間で兼務する者については、職種間の換算・按分は行わず、その職員の主たる職種に入力してください。 なお、主たる職種は、当該職員本来の職種、組織内で位置付けられている職種等をふまえて事業所の判断で決めていただいて構いませんが、主たる職種を決め難い場合は、職種の選択肢の中で最上位に位置する職種に入力してください。
157	事業所が入力に困らないように入力内容の説明、例示を詳細かつ丁寧に示してほしい(システム画面上、マニュアルともに)。	説明会動画の中でもお伝えしておりますがシステム操作に関するお問い合わせについては、別途ヘルプデスクを設けておりますのでご連絡ください。 詳細については「障害福祉サービス等情報公表制度における経営情報の報告に関するシステムの運用開始に係る対応等について(周知)(令和7年9月1日付事務連絡)」をご参照ください。
158	ヘルプデスクにお問い合わせしても有料ダイヤルに案内され、質問事項が解決せず、時間のみが過ぎています。事業者にも有料ダイヤルにかけさせるよう誘導されていますが、今後も有料ダイヤルが継続されていくのでしょうか。	ヘルプデスクお問い合わせ先について、現時点で変更の予定はございません。なお、ご連絡方法として、お問い合わせ送信フォームもございますので、適宜ご活用ください。詳細については「障害福祉サービス等情報公表制度における経営情報の報告に関するシステムの運用開始に係る対応等について(周知)(令和7年9月1日付事務連絡)」をご参照ください。
159	経営情報の入力に義務化される(情報公表未報告減算が適用される)のは、令和8年度からという認識でよろしいか。	質問151番の回答と同様。
160	情報公表未報告減算について、1度公表ができていれば更新ができていなくても減算にはならないと厚生労働省担当者から聞いたが、今回の経営状況についても同様の考え方であるか。 情報公表未報告減算の適用条件が十分に周知できていないので改めて厚生労働省としての適用条件等をQ&A等で示してもらえるとありがたいです。 減算が適用される方が報告率が向上すると思います。	令和7年度に報告を求めている経営情報(令和6年度決算情報)について、令和8年3月末日までに報告がなされなかった事業所については、都道府県等が報告するよう指導したにも関わらず事業所が報告を行わない場合に未報告の時点(令和8年4月1日)に遡って減算の対象とすることとしております。 なお、令和8年度以降の経営情報の報告については、毎年度必要なものになりますので、減算の対象になります。 また、情報公表未報告減算に係る周知については、ご要望として承ります。
161	職種ごとの一人当たりの賃金の掲載について、小さい事業所ではプライバシーに係る情報として掲載が難しく、掲載した場合一人一人の賃金がさらされるということに対して難色を示す事業所があることを、この場を借りてお伝えします。 ここからは柏市としての質問になりますが、職種ごとの一人当たりの賃金＝プライバシーに係る情報と認識してよろしいでしょうか。例えば、その職種が一人しかいない場合は、推測され得るためプライバシーに係る情報と認識していいかもしれませんが、その職種が二人以上いる場合は、平均値が掲載されるため、プライバシーに係る情報と認識してよいか、判断に迷います。どこまでがプライバシーに係る情報か、具体的な示しが国よりいただけると、我々も判断しやすいです。	質問123番の回答と同様。

162	例年、5月からの事業所詳細情報の入力開始の前に、WAM NETから事業所宛てに入力開始を周知する旨の連絡がありますが、今回の経営情報の入力開始については、同様にWAM NETから事業所宛てに周知連絡を行う予定でしょうか。 本府として、WAM NETの掲示板にて周知はいたしました。一定数、確認が漏れる事業所があると考えており、周知について思案しているところです。 WAM NETのヘルプデスクに確認したところ、「未定」との回答でしたが、ご存知でしたら教えていただけますと幸いです。	質問14番②の回答と同様。
-----	---	----------------------